

働き方改革関連法への対応について

2018年6月に成立した働き方改革関連法案。労働基準法を中心に、労働安全衛生法、パート有期労働法、労働者派遣法など8つの法律にまたがる幅の広い法改正であり、また施行時期も2019年から2023年と幅が広いので、混乱している方も多いのではないのでしょうか。

そこで、今回は2つのポイントに分けて解説致します。

1 点目は、2019年4月の改正法について解説します。

年次有給休暇の取得義務化などは、中小企業の4人に1人が年休取得ゼロとの調査結果（連合総研）からすると、すぐにでも対応を始める必要があります。

2 点目は、時間外労働等の上限規制と36協定について詳細に解説します。

時間外労働の上限規制の対応は、既に7割の企業が対応済みとのアンケート結果（日経の社長100人アンケート）などから、有力企業と中小零細企業とでは、対応力にかなりの差があると考えられます。行政も監督指導を徹底し、悪質なケースでは書類送検など厳正に対処することの方針をまとめたことから、中小企業では早めの対策が必要と考えます。

講師は、ホライズンパートナーズ法律事務所の坂東弁護士。これまで、企業内セミナー、経営者向けセミナーを多数開催。その著書も10冊を超える、人事労務管理を専門分野とする弁護士です。経営幹部、人事総務担当の皆様、貴重なこの機会をお見逃しなく、ご参加お待ちしております。

セミナーのポイント

①2019年4月の改正法についての解説
（年次有給休暇の時季指定義務・労働時間の把握等）

②時間外労働等の上限規制・36協定についての詳細な解説

講師：ホライズンパートナーズ法律事務所
ばんどう よしくに
弁護士 **坂東 利国氏**



平成6年慶応義塾大学法学部法律学科卒業
平成13年司法試験合格/平成15年弁護士登録
平成23年ホライズンパートナーズ法律事務所設立
執筆活動/労働紛争解決のための「民事調停」活用法/出向規程をめぐるトラブル/個人請負型就労者に関する判断基準/無期転換制度による法的リスク対応と就業規則等の整備のポイント/ほか
セミナー講師/東京都社労士会/NTT 東日本/日本電気株式会社他

日時：2019年1月17日（木）13：30～16：00（受付開始13：00）

会場：東実健保会館会議室（中央区東日本橋3-10-4・都営新宿線「馬喰横山駅」A1出口徒歩1分）

定員：30名（先着順）※満席の場合はご連絡します（ホームページでもご確認いただけます）

申込：裏面の参加お申込書にご記入のうえ、FAXしてください。

お申込み F A X 番号

03-5652-1880

お申込書をご記入のうえ、F A X を送信してください。

ご不明な点やお電話でのお申込みは **03-5652-8030** までお気軽にお電話下さい。

先着30名様に「受講票」をお送りいたします。（12月27日発送予定）

【1/17 参加お申込書】

会社名		TEL	
		FAX	
会社 ご住所	〒 —		
参加者 氏名		部署 役職	
参加者 氏名		部署 役職	

<問合せ先>

東京実業連合会 〒103-0004 東京都中央区東日本橋 3-4-10 アクロポリス 2 1 ビル 2 階

電話：03-5652-8030 担当：北原/横山 E-mail：yokoyama@tojituren.or.jp

※ご記入いただきました情報は当該セミナーに関する連絡、記録のために使用します。